

第二十四回国会 大蔵委員會議録第十号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

- 委員長 松原喜之次君
- 委員 有馬 英治君 理事 黒金 泰美君
- 理事 小山 長規君 理事 高見 三郎君
- 理事 藤枝 泉介君 理事 石村 英雄君
- 理事 春日 一幸君
- 生田 宏一君 奥村又十郎君
- 加藤 高藏君 吉川 久衛君
- 内藤 友明君 夏堀源三郎君
- 古川 丈吉君 坊 秀男君
- 前田房之助君 有馬 輝武君
- 竹谷源太郎君 田万 廣文君
- 横鏡 重吉君 横山 利秋君
- 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

- 大蔵事務官 森永貞一郎君
- (主計局長)
- 大蔵事務官 渡邊喜久造君
- (主税局長)
- 大蔵事務官 河野 通一君
- (理財局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

二月二十二日

委員井上良二君及び横山利秋君辞任につき、その補欠として河野密君及び矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員河野密君及び矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠として井上良二君

及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員井上良二君辞任につき、その補欠として今澄勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

連合審査会開會に關する件

所稱税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)

關稅定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第三九号)

關稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

賠償等特殊債務處理特別會計法案

(内閣提出第一三三号)

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二二号)

漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第三七号)

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

交付税及び讓与税配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

余剩農産物資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改正に關する法律案(内閣提出第四九号)

特定物資納付金處理特別會計法案

(内閣提出第六〇号)

食糧管理特別會計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に關する法律案(内閣提出第六一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

國際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案(内閣提出第一九号)

大蔵省關係法令の整理に關する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(參議院送付)

在外公館等借入金の返済の準備に關する法律を廢止する法律案(内閣提出第四号)(參議院送付)

○松原委員長 これより會議を開きます。

まず連合審査会開會の件についてお諮りいたします。農林水産委員会より關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について連合審査會開會の申し入れがあります。これを受諾して連合審査會を開くことに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

なお連合審査會開會の日時につきましては、委員長に御一任願っておきたいと存じます。

○松原委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案外十七法律案を一括議題として質疑を續行いたします。春日一幸君。

○春日委員 渡邊主税局長にお伺いをいたします。それは、青色申告書提出者に対する専従者控除の控除額に關する問題であります。現行制度によりますと、専従者控除額は八万円ということに相なっております。これを月額に直しますと、六千何百円という少額に相なるわけでありませぬ。そもそも専従者控除を認めております理由は、やはり帳簿を的確に、すなわち収入と損金を明確に記録にとどめていくところにあるわけでありまして、しかも徴稅行政を明朗かつ合理的に行わしめていくという徴稅行政の指導的な考え方から申し上げるならば、將來も、青色申告をできるだけ多く普及していくというところに当局の目的があると思つております。そういったしますと、六千何百円の経費では、十分そういう帳簿上の記録を明確に残していくということが困難ではないかと私は思つております。数年來労働者のベース等を見ましても、相当これが上げられております立場において、こ

の際専従者控除についても、やはり一人の男が文字通り専従できる、それに見合うところの賃金ベースということも考え合せつつ、控除額というものが決定されてよろしかろうと思つております。従いまして、すでに八万円というのは、二、三カ年これで据え置かれておると思つますから、この際賃金ベースの全体的な動向、さらには青色申告を普及せしめるといふような徴稅行政の指導的な目的と意圖とから考へまして、この八万円を上げるべきであるというのが私どもの主張であります。今回いろいろと稱制の改革が行われておりますが、専従者控除の控除金額をこの際引き上げる意思はないかどうか、その点について伺つておきたいと思つます。

○渡邊政府委員 専従者控除の問題についてお話がございましたが、八万円の所得控除を行なつては、これは三十一年度分から平年度化するわけでありまして、三十年分は七万五千元、その前は七万円、これはここ数年据え置かれておるといふお話でございますが、春日さんの思い違ひだと思つます。基礎控除が上るにつれまして、毎年それに應じた額だけは上げておいて、これは御承知の通りでございます。同時に、六千円という数字を御指摘になりましたが、これはどういふ計算かわれわれはよくわかりませぬ。所得額で控除いたしますから、いわば上積み計算になるわけでございます。適用税率の關係があります。たとえは所得

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

が相当大きくて、その人の適用を受ける最高の税率が五割である場合におきましては、八万円の額は税額にしても四万円になるわけでありませう。さらに六五などという税率を使われる場合には、これはもつとふえる。そのかわり、下の方の税率を使われる場合におきましては、これはもつと小さくなるわけでありませう。そういうふうな、これは所得控除の制度になっておりますから、税に換算します場合には、その人の所得額がどれくらいであつて、最高税率がどれだけ適用されるか、これによつてきまるものだと思つております。

元来この専従者控除の制度は、現在の税法の建前といたしましては、事業所得の場合、営業の場合を例にとつていいますと、結局その世帯主の所得を中心にものを考へておりまして、家族に賃金を払うという形がよしあつたとしても、それは世帯が全然別になつていけば別の考へ方ができますが、むしろそれは一個の世帯であつて、従つてその場合につきましては扶養控除が認められる、しかし賃金を払つた形は認められない、また実態もそういうことはめつたにない、こういつたことから、実際賃金を払う形をとりましたが、それは認められない。これが現在の建前になっております。しかし、青色申告の場合におきましては、いろいろお話のような点もございませうし、青色申告を普及するという建前からしまして専従者控除を認めてきた、従いまして、その額をどの程度に押えるかということについては、いろいろ議論のあるところだと思ひます。基礎控除の額と大体同じ額にしていくというの

が従来の考へ方でありまして、将来の問題につきましては、さらにもう一べん検討し直してみよう、果してそれでいいのか、あるいはこの額が多過ぎるのか、少な過ぎるのか、いろいろ議論もあろうかと思ひますが、一応白紙に返つてよく検討してみたいと思つております。従来は、一応基礎控除の額にそろえてきた、従つて、基礎控除の額を上げた場合におきましては、それに応じて上げてきた、全体的な問題につきましては、さらに今後の検討に待ちたい、かように考へております。

○春日委員 私、専従者控除というものは、青色申告の簿記をしていく上におきまして、結局専従する者に対する労働賃金に見合う経費であると理解をいたしておるわけでありませう。そういったと、私の主張が、とにかくその経費を見ていく、専従するに必要などころの労働賃金を損金として特別に認めていく、こういうところにあるといたしますれば、やはり一人の帳簿係がそれに専従する場合において支払い得るところの賃金というものがここに確保されることが必要ではないかと思ふわけでありませう。そうしてこの八万円という形になりますと、これは税額に換算いたしますと、高額所得者、低額所得者によつていろいろ変つては参るでありませうけれども、八万円というものを月額に割りますと、月給として大体六千何百円になりはしないか、六千何百円の労働賃金ということでは、果して的確な帳簿を記録するだけの技能者が雇用できるかどうかというところの問題があるわけでありませう。せつかく税法上準法人としてこれを認めていくならば、他の法人体にお

いては、給料というものは経費として損金に繰り入れられることが認められておるわけでありませうから、私はこの帳簿をきちつとやつていく、またやれという能力者を雇うに足るところの経費、そういうものがやはり法律の上において認められていくことが、この専従者控除の制度というものに対して、その趣旨を明確にするものではないか、完璧を期するものではないか、こういうふうな考へるわけでありませう。なまじつ八万円というふうなことは、とても十分なものが雇われな

い、あるいは家族が従業した場合でも、特に認めるという点等もありませうけれども、要するに不完全なものには結局不完全なものであつて、せつかく特別こういう制度を認めるならば、きちつと専従者が専従して、その経費は、税法上に認められた損金によつてこれが支弁できる、こういう態勢を確立することが、より合理的である税法ではないかと私考へるわけでありませうが、この点御所見いかがでしょうか。

○渡邊政府委員 先ほど私お答えしましたのは、多少春日さんの御意見を誤解しておつてお答えしたようでありませう。六千円というのは、八万円を月額に直してという御趣旨があるようでありませう。

それで、今帳簿をつけるに必要なものを雇うには、六千円では雇えないのではないかと。これは、御承知のように人を雇ひましてそれに給与を払う、これは六千円ではなかなかそれに適当な人は雇えない、これはわかりませうが、しかし人を雇つて帳簿をつけさせれば、これは、御承知のように別にに落ちるわけにございませうから、従つて、この場合に考へられておりますことは、人を雇つて帳簿をつけさせるといふ問題は多少問題が違つてくるのではないかと考へて思つております。現在の税法の建前が、先ほど申しましたように、家族に払う賃金は原則としては経費に認めないのだ、ただ青色申告の場合におきまして、特別に今言つたようないろいろ手数もかかりますし、これを奨励したいという考へ方もございませうので、専従者控除を認める、そうすると、白色の場合との権衡問題も当然そこに出てくるわけにございませう。そうしますと、大体基礎控除の金額である八万円くらいが適当ではないかというものが、現在の八万円の根拠になつてゐる、かように考へております。

○春日委員 これは、家族従業員、あるいはその細君がそれに携つた場合もこういう工合に認めていくことであるが、また家族としての生活費もその企業的において見られてゐるから、八万円くらいでもいいのではないかと。今お説でありますけれども、局長も今申しておられます通り、これは腰だめの金額であるわけでありませう。他に労働者のための控除率等も、今回の改正によりまして二〇%に上げられてゐる。零細所得者に対する減税が、相伴つて逐次されております。こういう場合に、主として中小企業者が行なつております青色申告、こういうものも専従者の控除率も、やはりこれに見合つて逐次上げていくことによつて、低額所得者の税負担を軽減する、こういうことが全般的に均衡のとれた措置ではないかと私も思つておるわけにございませう。そういうような意味合いにおいて、私は、結局家族従業員がその帳簿をさらに的確ならしめるためには、その帳簿にかかると労働の密度でも申しませうか、そういうことには、必要などころの償いが税法上つけ得る、すなわち青色申告の帳簿記載をさらに的確ならしめるために、私はこの金額が八万円より、九万円より十万円と逐次高められていくことによつて、青色申告をしておれば、そうしてその帳簿が完璧であればあるだけ、そういう報いが受けられるという税法上の体制を逐次確立していくということが必要ではないかと思つてございませう。これは私の主張であり、なおかつ青色申告をいたしております諸君がそういう記録をしていく上においては、実に煩瑣にたえず、しかも家族の何者かがそれに専従しなければならぬが、それで、そういう場合ほかの仕事ができないので、税法上そういうような損金繰り入れ額をさらに高くしてくれという強い要望があらまなくあるわけでありませうから、この点を十分検討されまして、一つ機会を得られて、この控除金額の調整についてさらに根強い御検討をお願いしたいと思いますわけにございませう。

それから次にお伺ひしたいことは、先年来しばしば私どもが主張いたしております、中小企業者に対する特別勤労控除、これを新しい制度として設ける意思はないかどうか、これでありませう。勤労者がつきましては、勤労控除というものが制度化されておりますが、この中小企業者は、事業所得を得

ておりますけれども、商売によって利潤を得るその所得は、純粋に営業上の利潤、営業による所得であるとは言いがたいのでありまして、そこには相互のパーセントにまたがって、労働力の対価としての営業所得というものが私はあるであろうと思うわけであります。そこで、私どもの主張を端的に申しますならば、私どもはこの特別勤勞控除の制度を設けることとして、その控除率を営業所得の一〇%以下、最高限度額を四万円、この程度のものであると認めてやることによって、零細所得者たちが労働力を提供して得る営業所得ならざるとその勤勞所得の分に対する、勤勞に必要なところの経費を損金として認めてやるべきであるというのが、私どもの主張であるのであります。これは先般も申し上げました通り、中小企業者たちは、休日や休日出勤をし、あるいは早朝あるいは夜間、そういうような比較的密度の高い労働力を提供することによってあれだけの所得が得られておるのだから、従ってその所得の中については、大企業だとか、あるいはその他勤勞所得者が取得をする密度と違った密度によって、その労働力がその中に貢献しておる、その中に含まれておる、その含まれておる労働力に対して、やはり必要な経費を見てやるべきだ、こういう考え方をもちたいと思っておりますが、この点どういうように検討されておるわけでありませうか、一つ御所見を伺っておきたいと思っております。

○渡邊政府委員 事業所得につきましても、勤勞控除を認めたいという意見があるのじやないか、認める必要があるのじやないかという御意見のように伺います。われ

われの方でもいろいろ検討はしてみたわけでありまして、御承知のように、所得はその性格からいって、非常に大きく分けますと、これは財政学者の意見でございますが、勤勞所得、それから財産の所得、それから勤勞と財産と両方が重なり合った共同所得、財政学者はよくこの三つに分けます。勤勞の方は、その性質からいって租税力に弱いのだ、こういうことをよく学者が言うことは御承知の通りであります。現在日本にありましてそういう意味の控除制度は、一番最後のものであります。それが必ずしも勤勞所得といつたような考え方でございまして、給与所得だけについて言っている。給与所得控除を行なっている理由につきましては、これはこの委員会でもいろいろ御議論がございまして、大きく考えまして、幾つかの点があるのじやないか。一つは、まずもって現在給与所得控除を行なっておりますのは、収入金額に対して行なっている。現行法でございまして、それが一割五分、今度改正案で収入金額の二割。御承知のように、営業の場合でございまして、収入金額から所得を得るに必要な経費を差し引いた残りが所得になっておる。給与の場合におきましては、やはりこれも全然必要経費がないわけじやない。従いまして、必要経費はどれくらいか、しかしこの場合における必要経費というものは、どうも営業の場合と違いなさうな感じがございまして、なかなかな確にはつきりつかみにくい。従ってそれを大きくつかんで一割五分差引く、こういうたような考え方が多分にあるわけでありませう。今度給与所得控除を二割に上げるにつきましては、これは現実の情勢の

実態というものにもらみ合せますと、現在において源泉徴収されておるといったようないろいろな点を考え合せますと、どうも全体としての負担が非常にバランス的に重いのではないかとこの意味におきまして、いろいろ御批判がございまして、この際二割に上げたらどうかという案を御提案申し上げておる次第であります。給与所得についても五割の特別勤勞控除を作ったかどうかという案も一応検討してみたいとございまして、そういうふうな控除を上げて参りますと、結局残るのは資産所得でございまして、基礎控除を上げますと、資産所得についても軽減が及びますが、資産所得者と申しますものは、数から申しまして非常に少ない。そうしますと、減税財源を作つてある程度の減税をします場合におきまして、そうした控除を上げるのじやないか、あるいは基礎控除そのものを上げた方がいいか、こういう二者択一に実は迫られるわけでありませう。従来の方としましては、まだ基礎控除の額自身はかなり低うございまして、従いまして、たとえば春日さんのおっしゃる一割にいたしまして、二十万円なら二万円、三十万円なら三万円、所得の大きいほど控除が大きくなる、こういったような結果になりますので、そういうふうな格好で税負担の軽減をするよりは、基礎控除を何万円に上げるという方向でやる方が、むしろ少額所得者には減税のフェーヴァがたくさん行くわけでございます。そうした考え方は絶対間違いないとは言いませんけれども、現在の段階においては、基礎控

除を上げるという方向に進んでいった方がいいのではないかとこのことで、現在までは考えてきております。○春日委員 この際お伺いをいたしますが、ならば、基礎控除現行八万円を引き上げるといふ意図が政府にはおありかどうか。上げるとすれば、いつごろ、どのくらい上げるか。○渡邊政府委員 われわれの方で、具体的に基礎控除をいつの時期に幾らにするかということをお申し上げの段階には、遺憾ながら至っておりません。ただ一般的に申しますと、現在の負担が全体として重い、特に直接税において負担が重い、こういうふうな批判があるわけでありませう。そうした場合にどう対処していくか、幾つかのことが考えられるのでございまして、どちらにしても、直接税の負担を何とかして軽減していくということになりますれば、もちろんその対象になりますのは、大きなものは所得であり、法人税である。所得税について負担軽減していくということになりますれば、基礎控除の問題は当然取り上げられるべき問題の一つと思っております。しかしどの時期において、どの程度の基礎控除の引き上げというようなことを含めた直接税の軽減を行うか結局——税負担を軽くしようとするれば、自然増収といいますが、あるいは税収の中からそれだけ減税財源を考へて出すという方法、直接税だけでありますれば、間接税だけに財源を適当に求めまして、直接税の負担軽減をする、こういう幾つかの方法が考へられるわけでありませうが、そうした財源調達のできませう程度か、そうしたものを考へ合せながら、やはり基礎控除の問題も考へていくべきでは

ないか。現状の八万円ではないんだという結論を持つておるわけではございませぬ。といて、いつの時期にどの程度上げられるかという点につきましては、遺憾ながらまだ見通しを申し上げる段階に至っておりませぬ。○春日委員 ただいま直接税の軽減をはかる、そういうような場合には、やはり基礎控除の引き上げを最優先に取り上げべきであり、そういう方向へ向つて検討を進めておるといふ御答弁でありました。いつ、どのくらいという重ねての質問に対して、それは、いつごろであるか、どの程度であるかということはまだ全然見当もつかないという御答弁でございます。もちろんあなたは主税局長であつて、政治家ではないわけでありませうから、こういう政策論について深い議論をすることは、むしろむだではないかと思つておるわけですが、ただ私が、徴税者としてのあなたにお伺いしたいことは、たとえば低額所得者は、低額所得者であればあるほど、その所得の中に含まれておる労働力、すなわち勤勞所得的な性格を持つておるところの度合いはより強いのではないかと思つておるわけでありませう。所得が多ければ多いほど、それは事業所得ということによる面がより多く、低額所得であればあるほど、これは勤勞所得的な面が相対的に大きく含まれておる。そういう立場から、現在国税庁で通達しているいろいろな処理が行われておるといふことは、あなたの御承知の通りであります。特にこの際私が、この特別勤勞控除の問題と比較しつつ一つの例として申し述べたいことは、現に大工、左官

植木屋、あれなんかは事業所得ではあるけれども、これは労働の対価として得た所得が相当含まれている。事業所得プラス労働所得がそういうものの所得であるから、こう言うのですが、これは別に地方税等とのにらみ合いもありまして、特別区分の長官通達が行われて、救済措置が行われておるわけでありまして。その趣旨ののっとって特別労働控除を広く一般の零細所得者にも及ぼすべきではないかというのが、私どもの提唱の理論的根拠になるのであります。低額所得者が労働を提供しておる、私は重ねて申し上げますが、その労働の対価に対する経費というものは、営業主そのものに対しては何ら認められてはいないわけでありまして。たとえば休日に働いたからといって、休日出勤の特別の経費というものは認められていない。勤労者であるならば、二割増しとか五割増しとか、特別の所得が発生してくるが、この低額所得者においては、そういうような特別の労働力を提供して得た所得それだけである。だとすれば、低額所得者は特別の勤労を提供しておるのだから、そういう者に対してやはり税法上特別の経費を見てやることは、他の所得者、たとえば勤労所得者、法人所得者等との権衡、振り合いから考えても、むしろ妥当なことではないか、徴税理論上むしろその方が公平なやり方ではないかと考えておるわけでありまして、あなたの御意見はいかがでありますか。

○渡邊政府委員 事業所得のように、財産と勤労とがともに働いて生まれた所得という限りにおきましては、所得額が小さい方が勤労分が比較的大きいというの、私も普通の察じやないかと思っております。その場合における勤労部分について特別な配慮を払って、そしてそれに特別労働控除をやつたらどうかというのが、春日委員の御意見のように伺いました。現在日本の税法でやっておりますそういう控除は、勤労控除という名前も誤解を招きますので避けまして、給与所得控除という名前にしておりますが、これは、必要経費とか、いろいろ各般の点も考えまして加えている控除である、これは先ほど申し上げた通りでございます。同時に事業所得におきましては、別途必要経費があれば、これは全部差し引いておるわけでありまして。それはそれとして、とにかく勤労部分に対する税金は、勤労部分というのは負担力が弱いから低下したらいいのじゃないか、これは、一応学者の説にそう離反するとも思っておりませんが、ただ先ほど申しましたように、現在のようにならば所得税がかなり所得の低額な人までかかっている時期におきまして、そういう特別勤労控除をやるの、いいか、基礎控除を上げるの、いいかというふうな場合になって参りますと、結局減税財源が限られておきますから、特別勤労控除をやれば、もう基礎控除の方は上げられなくなる、基礎控除の方を上げれば、特別勤労控除はできなくなる、こういう二者択一に立つものでございますから、現在の段階におきましては、やはりわれわれは基礎控除をもう少し上げていくという方向の方が、むしろこれは個々の具体的なケースをお当り願うとわかりませんが、その

同じ低額所得者の中でも、より低額所得者の方に大きなフエーヴァーが行く、その負担がより大きく軽くなる、そういう方向の方を考えていくべきじゃないか、少くとも現在の段階ではそう考えていくべきじゃないか、かように考えているわけでありまして。

○春日委員 私は、あなたが申されることはどうもちょっと合点がいかないのです。と申しますのは、所得税における基礎控除は、給与所得者に対しては、給与所得者に対しては給与の主張は、給与所得者に対しては給与所得控除というものがあつたわけですが、それから給与所得者の所得は、たとえ現在のいろいろな労働協約によりまゝ、時間外出勤、あるいは休日出勤、深夜作業等には、それぞれ割増しの所得が発生して参る仕組みに相違ないのであります。ところが、個人営業者の営業当事者の必要とする経費、これは何ら認められてはいない。たとえばどうぶつ売、あるいは牛乳配達というふうな人を朝六時ごろに起きさせて、そういうものを売って歩く。これは早朝勤務でありましよう。そういうものに対する経費というものは、当人に関する限りは、何ら特別の経費というものは認められていない。非常に密度の高い労働力が提供されておるわけなんです。片一方の給与所得者は、そういう高い密度の労働力を提供すれば、それだけ所得が多くなる。ところが低額所得者の実態においては、かくのごとき労働力を提供することが普通である、そして、それによって得てきた所得がこれである。従つて私は、

そういう高かりし密度によるところの所得の中には、余分の経費というものが認められていて、報奨というものがあつていい、こういうことなんです。従つて私どもは、高額所得者においては、事業の面によるところの所得が相当多いから、その面に対しては最高金額を四万円に押えて、たとえば年間所得四十万円程度にのみこの制度を及ぼすことにして、勤労所得の経費を見る。百分の二十のこの特別勤労控除と見合うところの経費を低額事業所得者に見てやる。こういうことが均衡のとれた、かつ合理的なあり方であろう。こういうことで、わが党は、特にこの低額所得者に対して、最高四万円を限度とし、所得の一〇％を特別勤労控除として損金に認める制度をすることが税法上の不権衡を是正するものではないか、こういう主張をしておるわけなんです。この点について、一つあなたの御意見を特に重ねて承わりたい。要約いたしますと、低額事業者たち、零細業者たちの経営当事者に対する勤労上の特別経費というものは、何も認められていない。その認められていないものをこの際見てやつてはどうか、こういうことなんです。基礎控除を引き上げた方がいいということ、基礎控除を引き上げれば、給与所得者に対しても事業所得者に対しては、基礎控除は同じように引き上げられるから、それはすなわち均衡をとる、税負担の軽減ということには相なるでありましようが、労働力の対価としての賃金報酬が制度として得られない、確保できない場合においては、国全体の立場から税法上においてさらに、そういう所得を見てやる、国民はあま

ねく一視同仁の立場においてこれを見ていくという立場におきまして、そういう激しい労働といたしまして、そういうことによつて辛うじて生きておる人々、そこから生きてくるこの所得に対しては、税法上の救済をこんな方法で行なつていく、こういうのであります、いかがでございますか。

○渡邊政府委員 春日さんのお話になりましたところによりまして、そういう事業所得者の中でも、主として勤労部分の大きい人、しかもそれは労働の密度が高い、そういうものについては何か特別な経費を見てやつたらどうか。これは、従来使われている経費という言葉でございますと、事業所得という名前でお呼びになっていらつしやいます、それは経費というものではない、要するに労働の密度の高いその高さについて、何か考えてやつたらどうかという御主張のように思われます。そこで、お引き合いに出されました給与所得者の場合におきましては、残業をやり、夜業をやる、そういう、それに対しては別に所得が生まれますではないか、こういうお話であります、税法におきまして労働の密度の強さというものを負担の中へ取り込んでくるといふことは、各国の税法を見ましても、なかなかそういうことはむずかしい例だと思ひますが、実際問題として、これを取り入れるのはむずかしいのじゃないか。給与所得者におきましても、残業手当、夜業手当、これはみんな所得の中に合算されてお

まして、それが非常に密度の高い労働でありまして、やはり一応所得の中に合算されて、所得税の課税対象になつてゐる、こういうことは御承知の通りでございまして、結局相当密度の高い労働によって得た所得、しかしその所得も、やはり一応は所得税の課税対象になる、その点は同じことだといふことになつてゐるわけでございまして、それをさらについでで、密度の高さによつてかげんしたらどうか。これは具体的に見まして、たとえば二十万円の所得があつた、これが密度の高い労働による二十万円か、あるいはそれほどでない労働の二十万円か、なかなかそれはむずかしい問題で、少くともそれを現実の税制の中に真正面から織り込むといふことは、ちよつと至難なわざじゃないか。そういうことを考えながら、一体税制をどういふふうに作つていけば、まともにそれにぶつからないにしても、そういう方面の負担は何か権衡のとれた格好になり得るかといったような点は、検討していい問題だといふふうに入れわれは思つておられます。

給与所得と事業所得のバランス問題、ここが基礎控除では解決できない、それはまさにその通りでございまして、ただ従来われわれが社会党の委員の方々からも聞かされておりました問題としては、どちらかといへば、給与所得の方が負担が重い。二割に控除を上げまして、まだこれでバランスを得ているか、二割五分くらいに上げる必要があるのじゃないかといふふうな御意見も聞かされてゐるわけでございまして、そういうふうな点を考へて参りまして、特別勤労控除という

ような点がすぐこの際取り上げらるべき問題であるかどうかという点については、われわれとしても相当慎重に検討してゐる必要があると思つて、にわかにはそれに賛成するといふ方向には、ちよつといけないように思つてゐます。

○春日委員 局長は、私の主張をストリートに御理解になつてないと思つて、と申しますのは、給与所得者が深夜業やあるいは休日出勤して得たそういう密度の高い所得も、総合所得として課税の対象になるというふうなことを言つておられる。これは私も理解しておるのです。私の申し上げるのは、どうも屋敷さん、あるいは牛乳配達、そういう仕事をやっておる人が、朝の六時にいでたつてそういう作業をして、所得が特別膨大になるというわけではない。八百屋さんが朝早く車を引いてそういうものを仕入れてきて、それは八百屋さんとしては当然の労働であつて、またそのことを行ななければその所得が出てこないのです。要するに私の言うのは、その零細な低額の所得者については、その報酬は、労働力というものが非常に度合いが多いということ、その労働力たるや、おおむね非常に密度の高いところの労働力が提供されて初めて得た所得である。余分にもうかるわけではない。牛乳配達、とにかく朝の四時に起きて牛乳配達したところで、牛乳配達によつて蔵が建つたというわけではない。八百屋さんが、とにかく朝六時に起きて市場に車を引いて仕入れてくる。そうして仕入れてきたところで、その八百屋さんというものは、いつまでたつても前だけが、別荘が

できるわけでもなく、おめかけを置く

というわけでもない。結局そういう密度の高い労働力を提供することによつて得た所得が、なおかつ低額所得である。こういう低額所得者に対しては、やはり特別の勤労に対するその経費を見合うために、控除をしてやるといふことが適切ではないか。それが、給与所得者たちが、そういう高い労働力を提供するときに企業主から高い報酬が得られるといふことを見合う形になりはしないか。すなわち企業主のかわりに、国がその分に対して一視同仁の立場からその費用を見てやつていくべきではないか、負担を軽からしめていくべきではないか、こういうところに私の主張があるわけだ。ところが低額所得者といふものは、全部そういう密度の高い労働力を提供してゐるかどうかといふことは、なかなか捕捉しにくい。こういうことを言つておられますけれども、それならば、逆説的に、勤労所得者においても高額の所得者があるわけだ。そういうふうな人々において、おそろくは、そういう給与所得を得るに必要となる経費が、全部その会社あるいは企業体において見られておる向きも相当あると私は思うのです。たとえば会社から自動車の送り迎えもありましようし、あるいは交際費、着もありましようし、あるいは交際費によるいろいろな支弁等もありましようけれども、一がいにそういう給与所得を得るに必要なる経費として捕捉し得ないところに対して百分の二十といふ、もつとも最高限度率はありますけれども、そういう制度があまねく行われておるのだから、大づかみに、低額所得者に対してはおおむねその労働の密度が高いであろうから、その高い密度

に対して、必要なる経費は当然かかるのだから、あるいはまた当然の報奨があつてもいいのだから、他との権衡上、これに対して特別勤労控除を限度額四万円、すなわち四十万以下の所得については、おおむねこれは激しい労働で、労働者ともつかず、商売人ともつかず、それで得た所得だから、ここで均衡をはかるのだ、こういうことは、私はきわめて合理的な内容を含んでおると思つて、いかががでしよう。

○渡邊政府委員 前に申し上げたことを繰り返すようにして恐縮でございしますが、春日さんのおっしゃつておられるのは、労働力の密度が非常に高い労働力を提供してゐるのだから、その密度の高いことに応ずる特別な経費は見えてやつていいのじゃないか、こういうお話でございしますが、しかしそれは、おそらく経費といつても、普通税法でいつておる経費という意味の経費じゃないと思つておられます。普通税法にいつてゐる経費ならば、これは所得を計算する前提において差し引かれておるので、従つてその経費に感じておっしゃるの、お氣持としては、一応経費という言葉をお使いになつていられましようが、これは税法にいう経費じゃなくて、密度の高さによるそれについて特殊な配慮をしてやつたらどうか、こういうふうな御意見のようになつておるわけですが、そうすると、結局労働の密度が高いか高くないかという点は、これは税制なり税務行政の実際について、それを区分して見分けるなるといふことはなかなかできない。春日さんの今こういう案として御提案になつた、四十万円を限度として

しても、たとえば同じ四十万円の所得のある人でも、とうふ屋さん、牛乳配達さんのように、朝早く起きて四十万円、あるいは三十万円の所得の人もありましようし、そうでなくて、普通の商売をしていて、そう別に朝早く云云といふこともなくて、三十万、四十万という人もありましようし、結局そうなりますと、やはりその辺は、大部分がそういう人だらうからといふところ、ある程度大きく割り切つて、そういう御提案をなさつておられるのじゃないかといふふうに入れられるのじゃないかと思つて、結局そういうお考えがわれわれも一応の考え方としてあり得ると思つておられます。別に、それを税法の理論からいつておかしな意味で申し上げておるわけでは決してないのです。ただ、繰り返して申すようにございしますが、現在のように基礎控除が比較的低いような時期におきましては、まず基礎控除を上げるという方向へ行く方が、むしろ低額所得者の方には大きな負担軽減になる。そうすると、その問題は、給与所得者と事業所得者とのバランスの問題はどうだといふような御意見のようになつておられますが、この問題については、むしろ給与所得者の方が、これは税務執行の問題もありまして、負担が重いじゃないかといふようなことがいわれている現在の状況におきましては、やはりそういう点を見合いながら一応考へていかなければならぬ。こういう段階におきましては、にわかにも春日委員の御意見をそのまま税制の上に移していくといふ時期ではまだないのではないかと、かように考へておられます。

○春日委員 ただいま局長から、そう

いう理論もあり得ることであつて、適当な機会に十分考慮しなければならぬという強力なる御支持を得ましたので、いづれ適当な機会に一つ政府に強力にアピールしていただいて、これが実現化されんことを強く要望いたします、この問題は、この程度にとどめます。

次は、多年の懸案になつております物品税の問題について、この際一応論議を行なつておきたいと思つておりますが、局長は、物品税は、一応本質的に再検討すべき段階に至つては、とお思ひになりませんか。これは、自由党内閣における小笠原大蔵大臣、その後の一萬田大蔵大臣等と私どもとの間において、物品税を廃止すべしとの論議が行われたことは、局長もすでに御承知の通りであります。これは、早晚抜本的な解決をはからなければならぬ、近き将来における税法の根本的な改正のときにこれを取り上げていきたいといふことは、そのつど大臣たちが答弁しておる通りであります。

一方業者たちは、各地において大会を開いて、何千何万種類と商品が製造されておる現段階において、七十数品目の業者だけが二百数十億の重き荷物を背負つて歩かされておることの不当性を強調いたしました。その救済を訴えておるのであります。私は、今やこの物品税というものは、従来の本委員会における論議の経過にもかんがみまして、最もすみやかにこれが調整をされなければならぬ段階だと思つて、局長はこれに對してどういふような見解をお持ちであるか。さらに、政府部内においてこの問題はどの程度に取り扱われておるのであるか一つ御意見を

伺つておきたいと思つております。○渡邊政府委員 物品税につきましては、ここ数年間絶えずいろいろな論議のあることは、お話しした通りであります。物品税を全然撤廃すべしという声がある。また片方には、奢侈品についてはむしろ相当税金を大きくとつたらいいじゃないか、こういった議論も相当あると思つております。あとの方の御議論では奢侈品とは何ぞやという問題がありますが、そうした奢侈品、あるいは高級品については、それを買う人は相当の担税力があるのだから、相当高い税金をとつたらいいじゃないか、こういった御意見もあるわけですが、しかし、その考え方をもつてして現在の物品税がそのまま是認されていいかどうか、これは、私はいろいろ議論があるところだといふふうにしておられます。従いまして、物品税問題は、われわれもいろいろ検討はしてきておりますが、なかなかまだ簡単に結論は出ておりません。しかし、明年の全面的な税制の改革を考へる場合におきましては、この問題も当然一つの大きな課題として整備され直していくべき問題じゃないか。全然物品税のような性格の税金をやめてしまひまして、あとに何も残さないという姿は、われわれはあまり考へておりませんが、しかし、いゝわゆる奢侈品課税、高級品課税といったような角度でものを考へていく場合に、現在の物品税のようなものがそのまま是認されていいかどうかということには、いろいろ議論があるだらうと思つております。そういう意味におきまして、物品税の問題は再検討されるべきものである、かように考へております。

○春日委員 税法全般についてなおたくさん質問をしなければならぬと思つてますが、大臣が見えられて、総括質問がございましてから、私の質問は一まずこれで打ち切ります。

○古川委員 次は、古川丈吉君。○古川委員 大蔵大臣にお伺ひいたしたいのでありますが、御承知のように、人間の寿命も、人生五十年から十数年長生きできるようになつたようでありまして、生命保険料率の問題につきまして、関係者には議論がなされておられます。先般大蔵大臣の意見というふうなものを新聞で拜見したことがございまして、料率を引き下げるといふ考へ方と、また加入者に配当金でこれを埋め合せるという考へ方があるやうでありますけれども、大蔵大臣としては、この問題に對してどういふ考へえを持つておられるか、この際伺つておきたいと思つております。

○一萬田國務大臣 御承知のように、年払いの保険料が今まで三十三円八十錢であります。これを今回三十三円九十錢にいたしました。この三十三円九十錢にいたしましたにつきましては、むしろん保険料を三十三円九十錢にする、それから、実際の契約者の負担が三十三円九十錢になるというところでよろう、こういうふうにお考へております。

○古川委員 けつこうでございます。○松原委員長 石野久男君。○石野委員 大臣にお尋ねします。実はいろいろと尋ねたいことがたくさんありますが、ちよつと同時に海外同胞を引き揚げの問題で私に関連する事項があるの、きわめて簡単に、一、二のことをお尋ねいたしました。また他日に質問したいと思つております。

本年の予算編成に關係する問題については、いろいろと同僚議員からも質疑が行われました。今度の予算が、全体として歳入の面で頭打ちになつており、歳入の面が非生産的な部門で拡大している。こういうようなことが特徴的なことだと思つております。そういうことで、いろいろな面で予想外に弊害が出てきておるのだと思つております。特に中企業金融等の問題については、そういう点で顯著に弊害が出てくるのではなからうか、こういうふうにお考へます。同僚議員からの質問も行われておりますように、中小企業やあるいは国民金融公庫等に對する財政投融資の問題が、一般會計からの出が削減されてなくなつておるといふ点は、今後のこれらの機關の運営について、私たちの想像以上にまずい点が出てくるのじゃないかと思つております。特に運営の面で苦しいものが出てきて、それがやがてこれを利用して民間の中小企業者に對して弊害が出てくるというふうにお考へられるのは考へるべきであるけれども、そういう点については、大臣はどういふふうにお考へになつておられるかといふことを、もう一度御説明願ひたい。

○一萬田國務大臣 中小企業金融について、具体的には、所要する資金を供給することが一つ、なお御意見のよきに金利をなるといふ点につきましては、私はいろいろな考へ方が今の段階にはあると思つております。それは、ことに中小企業の金融がいかに名目金利を下げないといふけないようでありまして、かりに政府機關を除いたものを見ますと、高いと思つております。これはい

ろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というものも相当あるのじゃないかと思つております。従ひまして、こういうような金利を下げていくということが、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むしろ政府關係機關の中小企業に對する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておるのであります。私は、全体の中小企業金融について金利を下げることに、もつぱら力をいたしたいと思つておられます。

○石野委員 全体についての金利を引き下げるといふことを期待すること、今度の財政投融資の面で、ことに一般會計からこういう政府機關である国民金融公庫や中小企業金融公庫への投融資を削減するといふことは、逆になるというふうにお考へられるけれども、それはいかかでしょうか。そういうことは、その結果として資金操作が非常に困難になつてきて、むしろこういう機關の金利を高くしなければ維持できないという実情が出てくると思つておられますが、大臣はそういうふうにお考へませんか。

○一萬田國務大臣 今のところ、政府機關の中小企業關係の金利もある程度引き下げております。むしろ一般會計からこれに入れるといふことになれば、一そうその点はいいと思つております。これは財政全体の立場から考へ、なおまた政府機關には資金部等の資金から比較的安い金も回してあります。こういうふうなところで、今のところは中小企業金融の金利としては支障なくうまくいく、かように考へてお

ろいろな形で、おそらく日歩五錢とか四錢というものも相当あるのじゃないかと思つております。従ひまして、こういうような金利を下げていくということが、やはり今の段階では一番有効的ではないか。むしろ政府關係機關の中小企業に對する融資の金利を下げることは申すまでもありません。これは、政府としてできるだけいたしておるのであります。私は、全体の中小企業金融について金利を下げることに、もつぱら力をいたしたいと思つておられます。

○石野委員 全体についての金利を引き下げるといふことを期待すること、今度の財政投融資の面で、ことに一般會計からこういう政府機關である国民金融公庫や中小企業金融公庫への投融資を削減するといふことは、逆になるというふうにお考へられるけれども、それはいかかでしょうか。そういうことは、その結果として資金操作が非常に困難になつてきて、むしろこういう機關の金利を高くしなければ維持できないという実情が出てくると思つておられますが、大臣はそういうふうにお考へませんか。

○一萬田國務大臣 今のところ、政府機關の中小企業關係の金利もある程度引き下げております。むしろ一般會計からこれに入れるといふことになれば、一そうその点はいいと思つております。これは財政全体の立場から考へ、なおまた政府機關には資金部等の資金から比較的安い金も回してあります。こういうふうなところで、今のところは中小企業金融の金利としては支障なくうまくいく、かように考へてお

いろいろな点から、先ほども申し上げましたように、中小企業全般の人が比較的安い金利を享受できるようなあり方を考えてみたいと考えているわけでありませぬ。

○石野委員 どういう説明をなさつても、とにかく利子のつかない投資を減らしてしまつて、利子のつく金を持つてくれば、利子が高くなることは当然な事です。運営費がかかってくるという事は当然な事ですから、大臣の今の言い方は、とてもそれでは納得できないと思つたのです。同じように財政投融資の問題で、住宅公団に対して、あるいは住宅金融公庫等に対する財政的な処置の問題なんかでも、やがて一年か二年くらいたつと、この住宅金融公庫なんかを使つておる一般の人々に対する家賃というものは、上つてくるという見通しが立つけれども、これについては、大蔵当局はそういうふうには考へませぬですか。

○一萬田國務大臣 住宅公団等につきましては、資金関係から特に家賃が上るとは考へておりませぬ。資金関係で家賃が上らない程度に、産業投資特別会計あたりから特に出資をいたしているわけでありませぬ。總じて考へまして、すべて経済的なもの考へ方が金融といふことにあまり偏重があり過ぎはせぬかというの、一つの私の意見であります。むしろ金利の安い、あるいは金利のつかないような金が出て、それが使えれば、これはどけつこうなことはありませぬが、これはある意味においては、補助金を出すのとちつとも変らないと思つた。そういう行き方で果して日本の経済が健全にうまくいくか、これはやはり考慮する必要があると思つた。

と考へる。そういうことは、ごく特殊な方面あるいは関係において考へざるべきで、国全体の経済の健全性から見れば、もう少し総合的に、ことに中小企業等については、むしろ資金面が、特に終戦以後は資本の蓄積状態その他からいろいろ負担が多かつたのでありますが、今後においては、なるべく値入金に依存しないような方向に持つていく、同時にそういう中小企業の商品が十分円滑にはけていき、従つて売却代金というものが常に手元に返つてきて回転していく、同時に利潤が蓄積されるという方向も考へ、それを助けていく意味において、安い金利も考へていく。こういうふうにして、何でもかんでも金利々々、金融々々というものは、私は必ずしも健全なやり方とは考へない点もありません。しかし、そういうことから見ても、中小企業の社会組織、あるいは経済構造の上で弱いてこゝろは私はほんとうに同情するのでありませぬ、これに対してできるだけの手を差し伸べてやるということ、せひともやらなくちゃならぬというふうに考へております。

○石野委員 今中小企業の弱い面に対して同情的な発言がありました。そのう言われるならば、次の補正等で、特に財政投融資のうち削減した面を復活して、一般面における中小企業のめんどろを従来のように見てやる考へ方を持つておられるかどうか、伺いたい。○一萬田國務大臣 財政的に一般会計から特に中小企業向けの金を出すという事は、今考へておりませぬし、また今その必要がないと言へば言い過ぎるかも知れませぬが、そういうことをしなくてはならぬ。むしろ私は、もう少し今後において中小企業対策というものを本質的に解決していくように持つていかなくてはならぬだろうというの、やはり私の立場であります。

○石野委員 本質的に中小企業対策を持つたなくてはならぬということを言う反面において、財政的にはその処置をしないんだということになれば、どこでめんどろを見るのですか。

○一萬田國務大臣 財政的に一般会計からいわゆる金利のつかない金を出さなければならぬという点について申し上げたのでありませぬ、たとえば資金運用部資金等は、むしろ原資関係もあるのでありませぬが、今回はできるだけ中小企業方面には出しているわけでありませぬ。私の言うのは、もう少し中小企業に対して総合的に、たとえば従来一番困つておつたのは中小企業の製品、あるいはまた下請工場が大企業に物を売つても代金を払つてもらえないといふようなこと、あるいは非常に期間が長く、その割引が非常に不便である。これは今公取まで出ているような状況であり、こういうことがあつてはならぬので、今日の金融情勢からすれば、もはやそういうことは経済的に許せな

い、公取なんか出さなければならぬ。で、そういう代金はスムーズに決済されていく。そうすると、自分の物を売つた代金が払つてもらえる、もちろんそこには利潤も入つてゐる、従つて手元が楽になる、そういう解決に今後十分に力をいたす。従来そういうことをほううつておいて、すべて借入金借入金という形で中小企業がいったため金に、借入金が多いばかりでなく、金利負担も大きかつた。むしろ今後経済の

正常化につれて、中小企業のあり方も正常的に施策すべきであるという考へ方を持つております。

○石野委員 非常にけつこうなお話です。とにかく借入金を借りないで、自前で資金回転を多くして、経営を正常化させるといふことはけつこうなんです。しかし、それはもしやろうとすれば、大企業に対してそういうことを可能にさせるような何かの処置を、あなたは大蔵大臣として講じようというところを裏づけとして言われるのであるか、それとも財界なら財界、また産業界の自発的な意図においてそれをやらそうとするのかということによつて、その言うことが全く違つてくると思つたのです。あなたの言われることは、将来大企業の中小企業に対する代金の支払い等の法的な措置を、何か政府の力によつて規制しようという意味で言われているのですか、どういう意味で言われているのか、そこをはつきりしてもらいたいと思つた。

○一萬田國務大臣 先ほど申しましたように、今日の金融情勢から、そういうことを法的にしなければならぬ、そういうふうになる。いわゆる経済の正常化といふことは、それを指しておるのでありませぬが、なおそれを裏づけるために、漫然と申しているのではないのでありませぬ、今日金融機関では、中小企業に対するさような決済を潤滑ならしめるために、金融機関が大企業に金を貸した場合に、その大企業が中小企業に支払いを怠つてゐるもの、その一覧表を一つ持ち、その一覧表に基づいて、むしろ中小企業に振りかえようというふうなことを具体的に今日考へておるような情勢にあるのでありませぬ。

て、これは金融機関と中小企業、大企業三者が十分話し合い、そこで中小企業、特に下請工場等の納入の商品の代金支払いをきわめて迅速にやろう、こういうふうなことを具体的に考へておるわけでありませぬ。

○石野委員 そういうような点を、あなたは大蔵大臣として指導していかうという意味を今申しておるのですか。

○一萬田國務大臣 私は、そういうふうなことが望ましいと思つておるわけでありませぬ。

○石野委員 大臣は、大体そういうような方向でこれから大企業を指導し、また産業界における不正常的なものを正常化するよう努力しよう、こういう意味であると理解してよろしうございませぬか。

○一萬田國務大臣 よろしうございませぬ。

○石野委員 大臣は、とにかくそういう点については政治力を發揮されるとおっしゃるのですから、これは私は見ものだと思つておるのです。そのようにやつて、中小企業がほんとうに借入金を受けなくてもいいように、大企業を取巻かなくていいように、大企業の取巻を受けなくていいように、十分に御指導をお願いしたいと思つております。それは口では言うけれども、おそろくなかなかできないと思つておりますが、その点は時間をごさいますから、これでやめておきます。

あともう一つ私はお聞きしておきたい。今後の予算では歳入の面が非常に頭打ちしておつて、支出が非常に非生産的な部門に拡大していつてゐる。こういう点から政府当局においては、特に予算を担当しておる大臣としては、

将来は早急に公債発行の方向にまでいかなくてはならないという観念を持っておられるのではないかと私は思う。おそらく支払い準備制度などは、そのような意図を持っておられるものと思うのですが、そういう点について、大臣はどういうふうな考えをお持ちですか。

○一萬田国務大臣 私、さように考えておられないのでありまして、それがゆえに、行政機構も根本的に検討を加える必要があるし、税制についても根本的な改革を今考えておられるわけでありまして、漫然と従来あったままのものを基礎にして、財政需要が大きいかから公債でも発行してこれに充てよう、そういうふうなことは考えておりません。

○石野委員 そういうことにならないために、税制改正やいろいろな金の融通の問題も考える。この税制の問題は、あとでまた質問する機会があると思いますが、今日政府が考えておられたとしても、今日政府が考えておられる支払い準備制度などの問題は、こういう財政のもとにおける支出、あるいは歳入の面におけるきわめて不均衡な状態を近い将来においてカバーするための準備工作だ、こういうふうには見ておられるわけですか。そういう点の見解はあとでもう少し掘り下げて質問をしたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 今の御意見は、私は非常に重大な点を含んでおられると思ひますので、一言申し上げておきます。それは、支払い準備制度についての問題ですが、これはいかに公債発行の予備行為であるかのようなお考えがあるいはおありになるのじやないかと思ひますので、申し上げますが、そう

いうことは絶対的ではありません。これは単なる金融の調整、いわゆる中央銀行が流通通貨量を調整する、その働きをするためのものであります。御承知のように、中央銀行に対する民間の借入金というものは、ほとんどゼロに近いのであります。従ひまして、今後資金量を調整する中央銀行の機能としましては、いわゆるマーケット・オペレーション、あるいはまた支払い準備制度、こういうものによらざるを得ないのであります。これは、むしろ資本の蓄積が今後増大するであろう、そういう場合に対処して支払い準備制度を置くことがよからう、こういうふうな考え方であります。

○春日委員 今大臣の御答弁によりまして、支払い準備制度と公債発行の事柄とは全然別個のものであるということとでありました。この際重要でありましたから、私特に明確にしておきたいと思ひますが、そういういたしますれば、後日支払い準備制度が制度化されて、地方銀行が日銀に預託をいたします場合、これは公債発行の端緒を作つてはならぬので、全部現金でなければならぬ、すなわち現金にかかわる公債の預託等は決してこれは認めない、こういうことでありますか、あるいはまた、現金にかかわる公債の預託を認めないのであるか、この支払い準備制度について、信用の供与と申しましようか、確保と申しましようか、現金以外の預託は認めないのであるか、この点一つ明確に御答弁願つておきたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 これは、私は現金以外は考えておりません。

○石野委員 この問題については、ま

だたくさん質問があるのですが、ほかの委員会との関係がありますので、あとでまた質問をすることにいたします。

もう一つお聞きしておきたいことは、今度の予算の中で生産性本部の金が約十億あります。昨年は一億五千万使つておられるわけでありまして、二問お聞きしたいのですが、昨年度の十億五千万の金は、まだ使い切つていないと思ひ思つております。この点がどういふふうになつておられるかという点を、一つ明確にしてもらいたい。

それから第二は、十億の金は、本年度は商工中金を通じて貸し出しをするというところに大体予算上はなつておられるようです。この場合、まず第一番にどうしてこういう金を商工中金を通じて貸すのかという意味がわからないというところ。第二番目には、商工中金を通じて生産性本部の金を貸し出す場合は、特に貸し出しの条件の中に何か特別なものを持つのであるかどうか。これらの点について一つ御答弁願ひたい。

○森永政府委員 本年度の一億五千万円の使い残りがどのくらいあるか、その点につきましては、目下手元に資料がございませんので、あとで調べて申し上げることになります。来年度の問題でございます。補助金といたしましては、政府の一般会計から生産性本部に七千五百万円を出してあります。そのほかに、余剰農産物の特別会計から生産性本部に十億円貸し付けるのでございますが、これはそのまま通りいたしました。商工中金に貸し付けの、商工中金からは、これは何らの貸付のひもがつかないで一般の資金とし

て貸し出されるわけでございます。いわば余剰農産物の資金を生産性本部を通すことによりまして、生産性本部の資金繰りを楽にするというそれだけの意味のものです。商工中金から貸し出されるところには、商工中金の一般資金と一体となつて運用せられるということになつておりますので、その点御了承いただきたいと思います。

○石野委員 一億五千万円の金については、あとで明確な資料をもらいたい。

それからただいまの十億の金には、何にもひもはつかないというが、生産性本部の資金繰りというところは、利子かせぎをするという意味ですか。

○森永政府委員 つまみ余剰農産物特別会計から四分で借りまして、それを商工中金に六分五厘で貸し付けるわけでございます。生産性本部もそれだけ余剰農産物の資金の恩恵を受けまして、そこで二千五百万円資金繰りが楽になるということでございます。

○石野委員 大臣にお尋ねします。余剰農産物については、いろいろ問題があります。アメリカで余つたものを日本が買うわけですか。もつと端的にいえば、アメリカの百姓を日本の百姓と日本の国民が縁がかりで援助するということですか。そういう金を借りてきて、その中から十億の金が生産性本部へ回ってくるんだ、そこでまた生産性本部にさやかせぎさせたものを中小企業に充てる、これはまさに自民党の政策をそのまま打ち出しておる。中小企業者に対して何で二つも三つも段階を越えて、さやとりをさせた高い金を貸さなければならぬのか、大臣はどういう

意図でそういうことをするのか、余剰農産物の金を貸すなら、直接商工中金へ貸すようなことをしないのかということを私は聞きたい。そんな生産性本部がさやかせぎをしたものを、また二度借りをするというふうな中小企業者対策なんということはもつてのほかだと思ふんだが、それはどうか、これは大臣から伺いたい。

○一萬田国務大臣 これは、いずれ詳しいことは主計局長から答弁いたしますが、余剰農産物の資金の用途については、アメリカ側とも話し合いがあるわけでありまして、その点もあろうかと思ひます。しかしこの問題の点は、直接商工中金なら商工中金へ出せば、それだけ商工中金の金利の負担が安くなるんじゃないかと思ひますが、その一番の眼目であると思ひますが、その点につきましても、商工組合中央金庫の金利全体について下げる方向を考へておられるわけでありまして、むしろごく小部分ですが、その分がかりに安くなつてどれほどの影響を与えるか、幾らでも安くなるならいいというお話でありましようが、そういうものをくくるめて商工組合中央金庫の全体の運用資金の金利低下を具体化しておられるわけ、近いうちに相当な幅の金利引き下げが実行できると思つております。同時にまた、生産性本部にそういう資金を受け入れをして、ある程度の資金が生産性本部に落ちる、これも生産性本部の資金繰りの上において、あるいはまた一つの財源として必要である、どちらかという少し欲ばつて、一石何鳥かと思ひます。

○石野委員 余剰農産物の金の使い方



で、一石何鳥か高い金を中小企業者に使わすのだ、こういうことは私は理解できないのです。あなたは銀行屋さんだし、なるべく資金コストは安くしなければ経営というものはやりにくいというところは、わかっているとおもいます。かりに一厘でも利子が高ければ、大きな金を動かさずいぶん大へんなことになることは、私たちがよりあなたの方が知っておるはずだ。それを承知で、こういうふうな二重、三重の段階を越えて、一石何鳥かの政策をとるという意味がどうも私はわからない。もう一度その意図が那邊にあるか、詳しく大臣から御説明願いたいと思えます。

○森永政府委員 大臣のお答えの前に、事実の問題を申し上げたいと思えます。余剰農産物の資金の用途につきましては、先ほど大臣からお話がございますように、向うから借りる際にある程度話し合いをいたしておるわけでございます。何にでも使えるというわけではないはずであります。そういう事態を受けまして、余剰農産物の資金の運用につきましては、直接これを商工中金では運用できないようなこととに相なっておるわけでありまして、商工中金に今政府から出ております資金は、預金部の資金、すなわち六分五厘の利子の資金でございます。その以下に預金部から貸すというわけにもいかぬし、また余剰農産物の資金は貸すわけにはいかぬわけでありまして、そこでもちょっとひねりましてという言葉が悪いかもしれませんが、諸外国における実例等も参酌いたしまして、生産性本部の目的のためにこの余剰農産物の資金を活用する、それだけでなくて、

さらにその資金を一般のと申しませうか、資金運用部資金と同じ利率で商工中金にこれを運用するという、生産性本部の事業の目的も達するし、また商工中金としても資金運用部資金並みの安い金利の金がよけい借りられるという、大臣のいわゆる一石二鳥といううなことに考えたわけでありまして、これは西独でございますか、そういうところでもそういうような運用の仕方をしておる実例もあるようにございす。そういう例も参考といたしまして、今回の運用方法を計画いたしましたうなわけでございます。

○石野委員 今ちよつとひねって活用するのだという話ですが、とにかく余剰農産物の協定の中では、直接商工中金では使えないのだというところに問題があるわけですね。直接使えないものを商工中金で使う以上は、やはり何かのひもがついてくるに違いないと思うのだが、その点についてははっきりしてもらう必要がある。私は、商工中金へ金が多くなることはちよつとも悪いと思つてない。これはうんときて、それを中小企業者にどんどん使わせることはいいい。いいのだけれども、そういう安く借りられるものを高くして、ほかの部門の利子まで提供するような形にさせなくてもいいじゃないかというのが私の理屈なんです。しかも、そういうことをよその国の例を見てとかんたとか言うことは、これはそういうことをやる政府のやり方、そういう政策の持ち方、この政治の貧困の方に問題があるかと私は言いたいです。こういう問題について、私は先ほどから、大臣はどういうふうな考え方を持っているかということをお願いしているわけ

です。

○一萬田國務大臣 今の具体的な問題については、私は一石二鳥であるとか言いましたが、それについては、今の説明で十分わかると思えます。要するに私もとしては、比較的安い金利の中小企業向けの資金を信託に反して——そういうことがほかの国にも横行があるから、若干の無理はあつても、中小企業に向けてあげようという特別な配慮からやつたわけでございます。ただそういうことを回りくどくせぬでもいいじゃないかと問われるが、私も、そういうことを回りくどくせぬでも済めばその方がいいと思つておりますが、それが世の中ではないかと思つております。(笑聲)

○石野委員 回りくどくしなくてもいいけれども、回りくどくするのは世の中だと申す方が、それはむしろ世の中ではなくて、あなたの方の政治が貧困だということなんです。それが世の中だということのように言われたらたまたまのもではない。アメリカの余つたものを買つてきて、日本がそれのために奉仕せねばならぬ、その結果が、逆に日本のタバコ耕作者とか、あるいは米の耕作者をみな苦しめるような、そういう金を、それが世の中なんだと言ふような考え方の中に日本がだんだんと深い泥沼の中に入っていくという実情を、大臣はもうちよつと真剣に考えてくれなければいかぬと私は思ふ。

○一萬田國務大臣 それは、とりよつたによつては言葉が悪かつたと思はる。私は何もそんな宿命論者ではない。宿命論者ではないけれども、ポリシーを行つてもなおかつ及ばない、そのときどきの客観的な条件が許さない

場合がある。それなら、そんなものはけとばしてしまつた方がいいという一つの議論もあるでしょうが、けとばさずに、その環境においてやむを得ず満足するということもまた一つの行き方である。そういう意味において申したのです。

○石野委員 ポリシーを行なつてもなできないものはやむを得ぬ、こういうことだけれども、そこまで言うなら、私は大臣に聞きたい。あなたが今世界的な諸情勢の中でやつておる政治は、どこのためのためにやつておる政治なんですか。

○一萬田國務大臣 一番基本的には、人類のためですね。(笑聲)

○石野委員 一萬田さんは、基本的に人類のためと申して問題をばやかしはいる。日本人のためということをや言わない。あなたは日本の国の大蔵大臣です。世界の問題を考えてもいいけれども、その前に、日本のことをもう少し考えてもらいたい。そういうことをもうすこしはつきり言えるようにしてもらわなければ、この問題の解決はできない。私はそういうふうに思つている。

○一萬田國務大臣 私どもが日常の生活において、日本人をまず考え、日本国を考える、これは言うには及ばぬことだという意味で申したのであります。これは、もうそうでないといつれば政治もやれませぬし、常識も持たぬといふことになつてす。

○石野委員 とにかくいすれにしても、あなたは日本人を考えているだらうけれども、それ以上に人類のことを考える非常に高邁な政治家です。しかしそのことの意味は、むしろ日本より

もアメリカのことを考えているということだと私は思つて居る。しかしそれはともかくも、余剰農産物の問題については、いろいろな問題があります。特に二十九年度の余剰農産物の中で、新三菱あるいは川崎等に出ておりますいろいろな設備資金の問題がある。この中でいろいろと政府資金として出ておる金があるわけですね。これらの金について、新三菱や川崎等の業者と、たとえばノース・アメリカンとかロッキードとかの間に企業間の契約があるはずですね。ここで使っている金は、少くとも一応政府資金になっておると思ふのです。こういう政府資金を使つておる場合に、アメリカの企業家とそれから日本の企業家との間に約束した契約の内容というものについては、国民はこれを知らなければいけないと思つて居るのです。そういう問題について、あなたはこれを公表させる意図がありますかどうか、それだけ一つ聞いておきたい。

余剰農産物については、あとまだいろいろ問題がありますが、この問題を、生産性本部の問題とからみまして、そのことだけをお聞きしておきたい。

○河野政府委員 はなはだ失礼であります。質問をちよつと聞き漏らしましたが、余剰農産物の関係から、新三菱その他に出ておる資金に関する契約の内容を公表せよ、こういうことではないかと。

○石野委員 二十九年度の三十六億円のうち二十五億圓が、十八億圓と七億圓という形で新三菱と川崎に出て居るはずですね。これは設備資金のうち、三分の二は政府資金という形になって居るはずですね。こういうものがやはり政

府資金という事になれば、国氏が非常に関心を持たなくちゃならない問題なんです。そういう問題については、いわゆるロッキードとか、あるいはノース・アメリカンなどの間には、それぞれ会社のいろいろな企業間の約束があると思うのです。そういう約束、契約の問題で、特に設備資金として政府資金が出ている問題に関する限りでは、一応われわれは知っておかなければならないというふうに考える。そういう問題について、一萬田さんはいわれわれに公表させなければいかぬと思うけれども、それについてどうだということをお聞いているわけです。

○河野政府委員 政府資金でありますから、その資金によって出されておる先についての主要については、お話しできると私は思います。ただこの問題は、具体的な契約内容その他につきましては、通産省が担当の方でありますから、よくあちらの方の事情を聞いた上でなければ、今私ここでわかにお答えできませんから、よく通産省の方と相談した上でお答えをしていただきたい、かように考えます。

○石野委員 今通産省の關係だからということ、あなたは答弁を逃がられるのでありますが、それは通産省との話し合いでもよろしい。確實に、今でなくともよろしいから、必ずそれは大臣から答弁してもらいたいということ、私はここで申し上げておきます。

なお私は、まだいろいろ質問したいことがあるのですけれども、海外引揚委員会の方で実は私に関連する問題があるものから、これで失礼させていただきます。終らしていただきます。

○松原委員長 関連質問を許します。春日君。

○春日委員 ただいま森永主計局長の答弁によると、これは向うとの協約があつて中小企業者に貸すことができない。従つてこういうようなひねつた貸し方をした、こういうことではあります。これは当然約定書を見せていただければ明確になると思ひますけれども、われわれが昨年でありましたか、一昨年でありましたか、この法律を審議した場合は、本委員会においてきわめて熱心なる論議が交えられておるのであります。私はそれを記憶いたしております。その法律の第一条の中に、電

源の開発、それから農地の開発という条項がありました。がさらにこれは一般的な事柄として、わが国の経済の発展、こういう一項目の中に、当然中小企業の向きにも金を貸し与えらるべきものであるという事柄をわれわれは強く主張し、時の大臣は一萬田さんではなかつたかも知れぬが、とにかく大臣から、中小企業にもその金が貸し与えられるのである、こういう了解のもとにわれわれはこの法律を通しておる。これは当時の速記録を見れば明確な事柄である。しかるに、ただいま森永さんの御答弁によりますと、これは中小企業に直接貸せないのだ、こういうこととありますが、私はなおさら協約事項をこの際明確に見せていただかなければならぬと思ひます。さらに、委員会の方で、少くともわれわれの主張に対して、大臣が明確に中小企業にも金は貸し得るのだという答弁をしておいて、貸せないような協約が結ばれておるの

である。これは重大な問題であると思ひます。従つて、私はその協約が中小企業に貸せない協約になつておるのかどうか、この際河野さんなり大臣から明確な答弁を願つておきたい。そして私は、この際その当時の速記録を取り寄せて、大臣と本委員との間にかわされたそういう質疑応答等を参考にいたしまして、私はこの問題をさらに披本塞源的に検討しなければならぬと思ひます。果してそういう協約がされておりますかどうか、この際河野さんから御答弁願ひたい。

○森永政府委員 三十一年度に余剩農産物金融特別会計で受け入れられます。円資金は、昨年の七月でございました。か、基本的に米國との間に了解がございまして、つい先般その借り受けに於いての本調印ができたわけでありまして、これは借ります際に、やはりどういふ用途に使うかということを両方で大体相談をいたしておるわけでありまして、昨年の本委員会における審議の結果、あるいは農林委員会等における審議の結果もございまして、農業関係に使用し得る資金のワケを極力ふやそうということに努力をいたしました結果、本年度は、農業関係のワケはふくんでおる。狭い意味の農業関係だけでなく、もう少し広い意味での農業関係に参ります金額は、相当ふやされておるわけでございます。残余の資金については、電源開発とかその他の生産性本部ということでも考えておるわけでございますが、そういった交渉の経過から考えまして、これを何にでも使つていいということではないわけでございます。やはりある程度資金の使用のめどがつけられておるといふ点

を、まず御了承いただきたいと思ひます。もう一点は、先ほどの御答弁の際に抜かしましたが、実は商工中金に参ります金は、資金運用部から参ります金も、中小企業金融公庫を通じておるわけでありまして、商工中金の性格から考えまして、今直接には貸せないということになっております。こちらの方は、もちろん利ざやとは同じでないわけでございますが、そういった商工中金の性格から考えまして、資金運用部から出すものも、そういうふうな形式になつております。今回米國から借り受けました余剩農産物関係の円資金につきましても、先方との交渉の経過その他から考えまして、まず生産性本部に貸して、生産性本部でも生産性本部としての活動の資金をこれに一部依存する、そしてまたその資金を商工中金に預託されまして、商工中金で中小企業のために活用される。そういうこととありまして、私どもとしては、これについておかしなところはないと思ひます。受けるような点は何らなくとも実は考えておるわけでありまして、

○春日委員 それでは伺いますが、この法律によりますと、この資金の運用管理ですね、その利率その他条件については大蔵大臣がこれを決定するといふ形になつております。私は、アメリカとの間に、この金の使途について一その協約をすとか、あるいは承認を求めるとか、別にそういうふうなものを求めるのではなくて、これは日本の財政投融資を通じて日本政府の自主的な処理によつて行われ得るものである、こういう場合に当時の質疑応答を通じて明確になつておつたと思ひま

す。ところがただいまの答弁によりますと、すべてこれが協約になつて、一々アメリカの了解を求めて、それから使途を決定しておるのだ、こういうこととありますが、一体いかなる法律に基いてアメリカの了解を得なければならぬのであるか。少くとも国民の前に示されたところのこの運用管理のあり方は、大臣がこれを自主的に決定するといふことが法律に明確になつておる。施行細則の中にも、あるいは附則の中にも、これはアメリカの協約を得るとか、あるいは合同委員会においてどうこうするといふことは、一つもこの中に明確になつておりません。にもかからずそういうふうな事柄が行われておるといふことは、一体どういふわけでありませうか。どういふような法律上の根拠によつてアメリカの了解を得ておられるのであるか。その点、一つ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○森永政府委員 もちろん日本政府としては、自主的にこれを決定いたしておるわけでございます。余剩農産物の資金を借ります場合に、たとえばその何パーセントはこれを米側が日本で使うとか、あるいは残りについては、どの程度のもは農業関係に使うといふようなことについての話し合いをしながら、これを借ることを日本政府が決定したわけでございます。決定そのものはもちろん自主的に決定しておるわけでございますが、借る際にそういう話し合いが行われておる、それがいやなら借りないということ、その意味で自主的になるわけでございます。

○春日委員 この問題は重要な事柄であり、はからずも本委員会において惹起

された疑義でありますから、当然これに基いてわれわれは正確な誤またざる判断をしなければならぬと思ひますので、後刻さらに機会を得て質問いたしたいと思ひます。

ここにその協定の全文も参りましたが、私この際明らかにしておきたいことは、それは商工中金に直接貸しがでない、公庫に貸して、そこからトンネル式に中金に流された、このいきさつはわかっておりますが、われわれの主張は、当時この法律案が新しく設けられまする場合、これはただ単に電源開

発や農地の造成のためのみこれがひもつきに縛られるというのではなく、当時から引き続いて非常に困難な状態にありまする中小企業等についても、この金はその困難克服のための資金源として活用されることを強く期待し、そうしてこれがわが国の経済の発展のために寄与する資金として、こういう状況の中にからめて、当然これが中小企業にも正当に流されることが、委員会の論議を通して明確にこれは保障されておるわけでありませう。だとすれば、

中小企業金融公庫で、当然これはその特別会計から流されるべきものであり、そういうことは、その法律ができる当初からすであらかじめおもんばかって論議し尽されておる事柄であります。しかるに、そこへ二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、百一、百二、百三、百四、百五、百六、百七、百八、百九、百十、百十一、百十二、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百十八、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四、百二十五、百二十六、百二十七、百二十八、百二十九、百三十、百三十一、百三十二、百三十三、百三十四、百三十五、百三十六、百三十七、百三十八、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百、これは協定のできた当時の速記録

等を確かめまして問題の所在を明らかにして、さらに法律違反であるとか、あるいはいろいろな委員会の審議の経過等にかんがみて不当なものである場合においては、さらに私どもはこの問題について論議を展開したいと思ひます。資料が不十分でありますから、本日の私はこの程度に質問をとどめたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十四日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和三十一年二月二十八日印刷

昭和三十一年二月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局